

人口問題研究所兩部長の異動

本人口問題研究所創立以來企畫部長として盡力され  
た北岡壽逸氏が今般本研究所を退職、新設の住宅營團  
理事として同營團研究部長に轉ぜられたる爲、昭和十  
六年五月十二日左の如く發令された。

人口問題研究所研究官 中川 友長  
企畫部長ヲ命ス

同 岡崎 文規  
調査部長ヲ命ス

人口問題研究所研究報告會

本人口問題研究所に於ける研究報告會の其の後の研  
究報告題名竝に報告者氏名を掲ぐれば次の如くであ  
る。

第二十八回 滿洲視察を終へて

(昭和十五年十月十五日) 西野研究官

第二十九回 佐藤信淵の國土計畫論

(十月二十二日) 關山研究官

第三十回 國土計畫への關聯に於て見たる都市人  
口増殖力

(十一月十九日) 館 研究官

第三十一回 昭和十五年國勢調査に就いて

(十二月三日) 友安研究官

第三十二回 婚姻率の變動より見たる婚姻政策  
(十二月十七日) 岡崎研究官

第三十三回 人口と失業との關係に就ての學說概觀  
(昭和十六年一月二十一日) 北岡企畫部長

第三十四回 北滿開拓農村に於ける衛生狀態、特に  
乳幼兒、母性衛生方面に就て  
(二月四日) 笠間研究官補

第三十五回 都市人口補給源としての「假想的背地」  
の決定に關する一考察  
(二月十八日) 上田研究官補

第三十六回 六大都市死亡曲線の差異及び變化に就  
いて  
(三月四日) 窪田研究官補

第三十七回 英國植民地の人口現象  
(三月十八日) 島村研究官補

第三十八回 調査指定村に於ける家系調査  
(四月十五日) 横田研究官補

生活必需物資統制令の公布

生活必需物資統制令は昭和十六年四月一日付官報を  
以て勅令第三百六十二號として公布せられたが之を掲  
ぐれば次の如くで、なほ同日付官報所載の閣令による  
生活必需物資指定規則は本令を適用さるべき生活必需  
物資の種類の一として厚生大臣の定むる醫藥品及衛生  
材料を擧げてゐる。

生活必需物資統制令 (昭和十六年三月三十一日  
勅令第三百六十二號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號  
ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第八條ノ規定ニ基

ク生活必需物資ニ關スル統制及其ノ統制事務ニ付テ  
ノ國家總動員法第五條ノ規定ニ基ク協力命令ニ付テ  
ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル  
第二條 本令ヲ適用スベキ生活必需物資ノ種類ハ閣令  
ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産(加工ヲ含ム  
以下同ジ)ヲ業トスル者又ハ其ノ團體ニ對シ生活必  
需物資ノ生産ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ一般  
ニ制限ヲ爲スコトヲ得

第四條 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル  
者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者、輸出業者、輸入  
業者若ハ此等ノ者ノ團體又ハ業務ニ關シ若ハ轉賣ノ  
目的ヲ以テ生活必需物資ヲ所有スル者ニ對シ讓渡ノ  
時期、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ之ガ讓  
渡ヲ命ズルコトヲ得

第五條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生活必需物  
資ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル  
者、輸入業者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ生活必需  
物資ノ讓渡ニ關シ一般ニ數量、時期、方法、相手  
方、配給區域其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ爲スコト  
ヲ得

第六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生活必需物  
資ノ讓渡ニ關シ一般ニ數量、時期、方法、相手方  
其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル  
者、販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者、輸出業者、輸入業  
者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ生活必需物資ノ寄託、  
保有、質入其ノ他ノ處分又ハ移動ニ關シ一般ニ必  
要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第八條 主務大臣ハ物品ノ保管ヲ業トスル者ニ對シ生活必需物資ノ保管ニ關シ一般ノ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第九條 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル者ノ團體ニ對シ生活必需物資ノ生産又ハ配給ニ關シ事業計畫ノ設定又ハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十條 主務大臣ハ生活必需物資ノ生産ヲ業トスル者、販賣其ノ他配給ヲ業トスル者、物品ノ保管ヲ業トスル者又ハ此等ノ者ノ團體ニ對シ生活必需物資ノ生産、販賣其ノ他配給、購買又ハ保管ニ關シ帳簿ヲ備ヘ必要ナル事項ノ記載ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 主務大臣ハ生活必需物資ノ使用又ハ消費ヲ爲ス者ニ對シ生活必需物資ノ使用又ハ消費ニ關シ一般ノ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第十二條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ左ノ各號ノ處分ニ因ル通常生ズベキ損失トス

一 第三條ノ規定ニ依ル生産ノ命令  
二 第四條ノ規定ニ依ル讓渡ノ命令

損失補償請求ノ時期其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 主務大臣ハ個人及法人其ノ他ノ團體ヲシテ本令ニ依ル生活必需物資ノ統制上必要ナル事務ニ協力セシムルコトヲ得

第十四條 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ關係者ヨリ生活必需物資ニ關スル統制又ハ其ノ統制事務ニ付テノ協力ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ

又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ生活必需物資、書類、帳簿等ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十五條 主務大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)ニ委任スルコトヲ得

第十六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ必要アリト認ムルトキハ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ本令ニ依ル生活必需物資ニ關スル統制ノ實施上必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

第十七條 内地ニ於テ本令中第八條ノ規定ノ施行及之ニ必要ナル他ノ規定ノ施行ニ關スル主務大臣ハ物品ノ保管ヲ業トスル者ヲ其ノ業ニ關スル法令ニ依リ監督スル所管大臣アルトキハ當該所管大臣トス

第十八條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ、地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

第二條中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十三年四月一日公布 法律第五十五號 國家總動員法抄

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國、地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條、第十四條若ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通、有價證券ノ應募、引受若ハ買入、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ノ命令、第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ休止若ハ法人ノ目的變更若ハ解散ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス但シ第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條ノ規定ニ依リ使用、收用又ハ實施ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

昭和十三年五月四日勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件ナリ

生活必需物資指定規則 (昭和十六年四月一日 閣令第五號)

生活必需物資指定規則左ノ通定ム

生活必需物資指定規則

生活必需物資統制令第二條ノ規定ニ依リ同令ヲ適用スベキ生活必需物資ノ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 農林大臣ノ定ムル鮮魚介類

二 厚生大臣ノ定ムル醫藥品及衛生材料

附 則

本令ハ生活必需物資統制令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農地開發法一部施行期日並農地開發

法施行令の公布

農地開發法の公布については既に本誌前號本欄所載の如くであるが、その後昭和十六年四月二十六日付官報を以て公布を見た同法の一部施行期日並に同法施行令を掲ぐれば次の如くである。

農地開發法ノ一部施行期日

(昭和十六年四月二十四日 勅令第四百九十四號)

農地開發法第一條乃至第四十三條及第六十二條乃至第七十七條ノ規定ハ昭和十六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

農地開發法施行令 (昭和十六年四月二十四日 勅令第四百九十五號)

第一章 農地造成改良助成金

第一條 農地開發法第二條ノ規定ニ依ル助成金ハ左ニ

- 一 農業水利施設ノ新設、廢止又ハ變更(開墾、埋立)若ハ干拓又ハ地目變換ニ依ル開田ニ伴フモノヲ除ク)
- 二 暗渠排水、床締又ハ客土

第二條 助成金ノ額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ要スル費用ノ十分ノ五以内トス

第三條 農林大臣ハ助成金ノ交付ヲ受クル者ニ對シ助成金交付ノ事業又ハ之ニ因リテ生ジタル施設ニ關シ報告ヲ徴シ、當該官吏ヲシテ書類帳簿其ノ他ノ物件若ハ工事ヲ檢査セシメ又ハ監督上必要ナル命令ヲ發シ若ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四條 農地開發法第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ助成金ノ交付ヲ受クル者ニ對シ助成金ノ交付ヲ停止若ハ廢止シ又ハ助成金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

一 本令ニ基キテ發スル命令又ハ本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ

二 事業ノ全部又ハ一部ノ停止又ハ廢止アリタルトキ

三 助成金交付ノ事業ニ因リテ生ジタル工作物其ノ他ノ施設ヲ農業上ニ利用セザルニ至リタルトキ

四 助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

五 不正ノ手段ヲ以テ助成金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第二章 農地開發營團

第一節 出資證券

第五條 農地開發營團ノ出資證券ニハ左ノ事項及番號

ヲ記載シ理事長之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

一 農地開發營團ノ名稱

二 農地開發營團成立ノ年月日

三 資本金額

四 出資一口ノ金額

五 出資一口ニ付拂込ミタル金額

第二回以後ノ出資拂込ヲ爲サシメタルトキハ拂込アル毎ニ其ノ金額ヲ出資證券ニ記載スルコトヲ要ス

第六條 出資證券ハ記名式トス

第七條 出資者ノ持分ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ出資者原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ出資證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ農地開發營團其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第八條 農地開發營團ハ出資者原簿ヲ主タル事務所ニ備置クコトヲ要ス

前項ノ原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 出資者ノ氏名及住所

二 各出資者ノ出資口數及出資證券ノ番號

三 出資各口ニ付拂込ミタル金額及拂込ノ年月日

四 各出資證券ノ取得ノ年月日

農地開發營團ノ出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ出資者原簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第九條 出資者ニ對スル通知又ハ催告ハ出資者原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ農地開發營團ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ出資申込人、出資引受人又ハ従前ノ